令和３年　第８回　茨木市障害者差別解消支援協議会

|  |  |
| --- | --- |
| 開催日時 | 令和３年１０月２１日（木）午後２時００分～午後３時２３分 |
| 開催場所 | 障害福祉センターハートフル大会議室 |
| 議題 | 開会１　会長及び会長職務代理者の選任２　令和２年度　本市の障害者差別解消の取組について（報告事項①）　　　　　　　（１）相談対応について　　　　　　　（２）研修・啓発の取組について　　　　　　　（３）合理的配慮の提供等に係る主な取組について３　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正について（報告事項②）４　他市取組状況調査（報告事項③）５　今後の予定、連絡事項など閉会 |
| 資料 | 会議次第【参考１】委員委嘱先一覧【資料１―１】相談対応について【資料１―２】研修・啓発の取組について【資料１－３】合理的配慮の提供等に係る主な取組について【資料２】障害者差別解消法の一部改正について【資料３】他市取組状況調査当日配布座席表 |

|  |
| --- |
| 議 事 の 経 過 |
| 発言者 | 発　言　の　要　旨　 |
|  | １　開会 |
|  |  |
| 事務局福祉部長事務局福祉部長福祉部長委員福祉部長福祉部長会長会長事務局会長事務局会長事務局会長委員会長事務局委員会長委員会長委員会長事務局会長事務局会長委員会長委員会長事務局会長委員会長委員会長事務局会長事務局会長事務局会長委員会長事務局委員事務局委員事務局委員会長委員会長事務局委員会長委員事務局会長委員委員委員委員事務局委員委員委員委員事務局委員会長事務局会長委員会長事務局会長委員会長委員会長事務局委員会長委員会長事務局会長事務局会長委員会長事務局会長事務局会長 | 　それでは、茨木市障害者差別解消支援協議会を開会いたします。本日は委員委嘱後、初めての会合でありますので、本協議会の会長が選任されるまでの間、福祉部長の北川が議事を進行させていただきます。　それでは、誠に僭越でございますが、会長が選任されるまでの間、協議会を進行させていただきます。よろしくお願いします。　ただいまから、令和３年度第８回茨木市障害者差別解消支援協議会を開催いたします。まず、初めに本日の委員の出席状況につきまして、事務局から報告をお願いいたします。　本日は協議会委員１５人中、現在のところ１３名の御出席をいただいております。半数以上の出席でありますので、本協議会規則第５条第３項により、会議は成立しております　ありがとうございます。それでは、次第の１の（１）会長の選任につきましてを議題とさせていただきます。本協議会規則第４条第１項に、本協議会の会長は、委員の互選により定めると規定されておりますが、いかが取扱いさせていただきましょうか。　委員、お願いいたします。　発達障害学、心身障害学について研究されている、立命館大学の田村委員に推選をお願いできればと思いますけれども、どうでしょうか。　ただいま、委員から田村委員をという声がございましたが、皆様御異議はございませんでしょうか。　よろしいでしょうか。　それでは、田村委員を当協議会の会長に決定させていただきます。皆さん拍手で御確認をお願いいたします。（拍手）　ありがとうございます。それでは、これより田村委員に会長を務めていただきます。　田村会長、どうぞよろしくお願いいたします。　今ほど、会長に指名していただきました、田村でございます。　僕自身、滋賀県などで、幾つか同じように差別解消支援協議会のほうをさせていただいているので、少しでも茨木市の障害者差別解消に寄与できればと思っています。至らない点も、会長としてはたくさんあるかと思いますけれども、僕としては、僕が決めるというよりかは、皆さん方の意見をたくさん出していただきながら、その上で合意形成していくというような、少しまどろっこしいかもしれませんけれども、誰かが進めるとか誰かが決めるということではなく、合意の上で前に進んでいくというような協議会になったら一番いいのではないかと思っていますので、忌憚のない御意見やそれぞれのお立場での評価や御意見をどしどし出していただきながら、前に進めていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。　それでは、議題に入ります。次の議題ですが、１の（２）会長職務代理者の選任に移ります。　本協議会規則第４条第３項の規定により、本協議会の職務代理者は、会長が指名するとこととなっておりますので、指名をさせていただきたいと思います。　会長職務代理者として、高齢者障害者の権利支援に携わられている大阪弁護士会の小谷委員を指名したいと思います。恐れ入りますけれども、小谷委員、御起立をお願いします。　では、小谷委員で確認をしたいと思いますが、賛成される方は拍手で確認したいと思います。（拍手）　ありがとうございました。それでは小谷委員に本協議会の会長職務代理者ということでお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。　では、その次の議題に入る前に、本日予定された議題における個人情報の取扱いについて、事務局のほうから説明をお願いします。　本日、個人情報を取り扱う議題は予定しておりません。なお、会議録の作成のために、録音をさせていただきますことを御了承ください。　では、会議の公開ということに決まりましたので、傍聴に来られた方に入場をしていただきます。傍聴者の方、どうぞお入りください。　会議を始めたいと思いますが、事務局から傍聴者の状況について、報告してください。　本日の傍聴者につきましては、お一人の申込みがあり、現在お一人の方がいらっしゃいます。　ありがとうございました。それでは、次第の２のほうに入っていきたいと思います。　報告事項の①本市の障害者差別解消の取組についての（１）相談対応についてを事務局から説明をお願いいたします。　福祉総合相談課の名越と申します。よろしくお願いいたします。　それでは、資料１－１、ページ数で申しますと、３ページを御覧ください。まずは、令和２年度における本市の相談事案の対応件数となります。本市の令和２年度の相談事案への対応件数は、全件数が９件で、相談者の内訳は、障害がある方が８件。家族からは１件となっております。　相談経路の内訳につきましては、障害のある人からの相談は６件。家族の方からは１件、相談事業者からは２件となっております。　相談内容の類型になりますけれども、不当な差別の取扱い、合理的配慮の不提供はともに０件、その他が８件、あと継続中のため、まだ判断がつかないものにつきましては１件となっております。　続きまして、対象分野別の件数になります。商品・サービスに関することが５件。福祉サービスに関することが１件。行政機関に関することが１件。その他が２件となっております。　続きまして、裏面の４ページを御覧ください。障害種別ごとの取扱い件数となっております。身体の方が３件。知的の方が２件。精神の方が１件。不明の方が３件となっております。　次に、相談内容の一例について、記載をしておりますが、個人情報の観点から概要のみ記載しております。内容といたしましては、テーマパークのチケット購入の際、長時間待つことができないと勝手に判断され、希望日とは別の日を案内された。シニアカーをマンションの共有部分である玄関先の通路に置いていると、マンション管理組合から別の場所に置き場所をつくるので、そちらへ置くように要請があった。スポーツクラブにレッスンを申し込んだ際に、コミュニケーションの保障の確約を要望したが、確約できないとの理由でレッスンをキャンセルされた。警察からの職務質問にて適切な配慮がなされなかったといったものになります。　最後に、関係機関等への相談対応研修となります。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当初予定をしていた研修は行うことはできませんでしたが、市職員がパワーポイントで、相談対応に関する研修資料を作成しました。本協議会委員や地域の相談事業所に研修データを送付し、相談対応に関する知識を深めました。　説明は以上となります。　ありがとうございました。ただいまの説明について、御質問等がございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。なお、御質問の際には、挙手をお願いします。マイクをお持ちしますので、その後マイクをお持ちの上、発言をお願いしたいと思います。では、どうでしょうか、質問等ございますでしょうか。　委員、どうぞ。　相談件数の中身の一例を見させてもらうと、例えばスポーツクラブにレッスンを申し込んだ際に、コミュニケーションの保障の確約を要望したが、確約できないのでレッスンをキャンセルされたということであったり、警察からの職務質問にて適切な配慮がなされなかったというのは、ぱっと見た目だけは不当な差別の取扱いとか合理的配慮の不提供ということになるかと思うのですけれども、その他というところに入っていたりするのかなと思うのですけれども。　件数なので、なかなかここで言うのは難しいかもしれませんけれども、どこまで建設的な対話をされているのかというのが、すごく気になると思っています。答えられる範囲で、答えていただけたらと思います。　事務局、どうでしょうか。　お答え申し上げます。相談内容の詳細につきましては、個人情報を含む内容があることもありますので、現在の公開の場ではお答えが難しいと思っております。　次回、第２回につきましては、対応した件数の事例検討も行おうと思っております。その際には、非公開で行いたいと思っておりますので、その際に、対応のことにつきましては、御意見を頂戴できればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。　ありがとうございます。事例検討会をされるということで、すごくいいと思っています。今回、テーマ、相談内容で一例を挙げられたものを深掘りしていくということは、必要だと思っています。当事者の方がそう思っていなくても、実際には不当な差別であったりということは、結構あるのかなと思っています。また、それを公表するのが、逆に不利益になってしまったりすることがあるので、ここのところはもう少し連携しながら、ケースを深掘りしながら、どうしていくかということは必要になってくるかと思いますので、お願いします。　今の御意見のところでいくと、次回、事例検討会を実施するということの中で、少し配慮ないしは留意していくべき点を、きちんと深堀をしていくような事例検討会にしてほしいという御意見かと思っていますので、よろしくお願いします。　もう少し、すいません。　はい。　ここには障害種別ごとの取扱い件数ということで、身体、知的、精神、不明というふうな書き方をされていると思うのですけれども、身体でも、電動車椅子の方とか、視覚障害の方とか、聴覚障害の方とか、分野が違ってくるので、その辺をもう少し細かく次回の個別の検討会のときには挙げていただけると、すごく見えてくるかなと思いますので、よろしくお願いいたします。　その辺は、事務局、大丈夫でしょうか。　御意見いただきましたことにつきましては、次回の検討会のときに参考にさせていただきたいなと思っていますので、よろしくお願いいたします。　全体的な傾向とか障害の種別による差別状況だとかも含めて、議論を深めていくときにそういうふうな資料が必要じゃないかということだと思いますので、よろしくお願いします。　ほかに、ございますでしょうか。ありませんか。　そうしましたら、ほかに御質問がないようでしたら、次に移りたいと思います。（２）の研修・啓発の取組についてを事務局から説明をお願いします。　人権・男女共生課の松山でございます。令和２年度の研修・啓発の取組について御報告いたします。人権・男女共生課では、庁内の各課から、人権に関する様々な取組を報告してもらい、年度ごとに取りまとめをしております。本日はその中から、障害者の人権問題に関する研修や啓発の取組を御報告いたします。　資料１－２を御覧ください。５ページから７ページにかけまして、概要を記載しておりますが、講演会１件、研修が７件。６ページに行きまして、啓発が５件。それから、７ページのほう、講座が４件。全部で１７件の事業がございました。講演会、研修、啓発、講座から、それぞれ主なものを一つずつ事業内容を報告させていただきます。資料の１-２の８ページの左の上のほうから、御説明をさせていただきます。　まず、講演会としまして、人権啓発講演会を豊川いのち・愛・ゆめセンターにおきまして、１０月２８日に開催いたしました。人権啓発講演会は、市民の人権意識の高揚と人権が尊重される社会の実現を図るために、実施しているものでございます。令和２年度は講師として、一般社団法人子どもの森の西岡光代さんにお越しいただき、発達障害児の理解と支援というテーマでお話をいただきました。　次に、研修としまして、市役所の新規採用予定職員の事前研修を４月２日と令和３年の３月９日に実施しております。この研修では、様々な人権問題を学ぶ中の一つとしまして、合理的配慮、障害者差別解消法について学習をしております。　次に啓発としまして、１２月に豊川、沢良宜、総持寺の各いのち・愛・ゆめセンターにおきまして、障害者アート展を開催いたしました。このアート展では、障害者アートの展示をするとともに、支援事業所の取組を掲示する等、障害者理解の促進を行いました｡　最後に講座としまして、事業主への啓発推進のため、障害者雇用支援セミナーを開催しました。このセミナーでは、茨木市の施策、障害者に対する合理的配慮、大阪障害者職業センターの事業主支援、障害者就業・生活支援センター、しごとサポーター養成講座についてのお話がありまして、参加された方、事業者間での活発な意見交換が行われたということでございます。　以上が、研修・啓発の取組についての御報告でございます。　それでは、ただいまの説明について御質問等がございましたら、あるいは質問というよりかは、実際に参加されての感想とかも含めてですけれども、御発言いただければと思いますので、いかがでしょうか。どなたか、ございませんか。じゃあ、お願いします。　はい、お願いします。　何度もすいません。今はコロナの状況で、人が集まるということが大変な状況で、これだけのことをしていただくということは、すごく大変だっただろうなというのは感じております。　いろんな研修会の中で、できるかどうかもあるのですけれども、やっぱり当事者の方の発言というのはすごく重みがあるのかなとは思っていて、体験談とか、または色々な制度の感想であったり、色々と話はできるかなとは思っています。　今、茨木障害フォーラムでも、様々な……例えば社会福祉協議会さんのほうで、小学校で当事者の方がお話をさせてもらったりとか、少しずつさせていただいていたりしますので、またそういうところで一緒に協力できたらと思いますので、よろしくお願いいたします。　ありがとうございます。当事者の発言、あるいは当事者の話を聞くというようなことも積極的に取り入れたらどうか、あるいはほかの団体がやっているようなことと連携をしながら、ネットワークの中で広げていくというふうなことも大事ではないか、ということだと思います。　あと、ほかにどうですか。実際に参加された人、いらっしゃいますか。御感想とかも含めてですけれど。ありませんか。ほかに質問がございませんでしたら、（３）のほうに移りたいと思いますが、よろしいですか。　（３）の合理的配慮の提供等に係る主な取組についてということに入りたいと思います。事務局から、説明をお願いします。　障害福祉課の藤山と申します。私のほうから、合理的配慮の提供等に係る主な取組についての御報告をさせていただきます。資料は１－３、ページで申し上げますと、１０ページということになります。こちらにつきましては、大きく３点御報告をさせていただいております。　１つが手話通訳、主に聴覚障害のある方が、いろんなイベント等に参加をされるに当たって、手話という配慮、あるいは要約筆記といった配慮が必要になる場合に、障害福祉課に御依頼をいただくことで、手話通訳士あるいは要約筆記者を、派遣させていただくという事業を実施しております。その派遣件数の状況ということになります。手話通訳が８０件、要約筆記が８件ということになっております。　手話通訳については、講演会がありますので、手話通訳をお願いしますというような依頼をいただくもののほか、定期の通院で、病院に行くのにドクターとのやりとりに手話が必要なので来てくださいというのが……これは一個、一個依頼をいただいていないようなものもございまして、依頼をいただくようなものが８０件。それ以外のものを含んで、延べ派遣人数が２，４６５人ということになっています。　要約筆記は８件ということで、平成３０年度、令和元年度の実績も下に書かせていただいてはおりますが、それと比較をいたしますと、やはり件数が減っておるということが、見て取っていただけると思います。これにつきましては、やはり新型コロナウイルスの影響で、講演会であったり、イベントごとそのものの開催がかなり減ってしまったというところになろうかと思います。　先ほどのお話にも少しありました、通院の同行などの件数は、ほとんど減っておりませんので、そこに関しては、やはりコロナ禍においても通院などに必要なものについては、御依頼いただいて提供させていただいたということになっています。　次が２番、事業者の合理的配慮の提供に係る助成金というところになります。御存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、今回新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、簡単に概要だけを説明させていただこうと思います。　平成３０年度に茨木市で「障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」という条例をつくらせていただきまして、この条例の中で、事業者に対する合理的配慮の提供を、法の定める努力義務から一段上乗せしまして、いわゆる義務ということで条例では定めさせていただいたということがまず背景にございます。　それに合わせまして、事業者の方に単純に義務だけを課すということではなくて、配慮を提供するために必要な支援を行政としてさせていただくということで、同じタイミングで平成３０年度につくらせていただいた制度ということになります。　助成内容のところを御覧いただくと、工事の施工と物品の購入とコミュニケーションツールの作成と３つございまして、いわゆる助成金の支援メニューが３つありまして、店舗入り口の段差解消等の工事を必要とするものは工事の施工。補助具など、筆談ボードであったりとか、道具を購入することで配慮をするというものは、物品の購入。コミュニケーションツールというのは、例えばお医者さんにおいて口で説明するのではなく、絵ボードみたいなものをつくって、歯医者さんであれば口を開けてくださいとか、うがいをしてくださいとかということを、絵と大きな文字で書いたようなボードを作成されて、治療のときに使われるとか。飲食店で、目の見えない方のために点字でメニューを作って、そういう方が来店されたときのために置いておくというようなものが、コミュニケーションツールの作成ということになります。　３つの助成メニューを合わせまして、これを平成３０年度から実施しておりまして、それぞれ上限額はあるのですけれども、その上限額の範囲内であれば１００％の助成をさせていただくということで制度を実施しております。令和２年度の実績ということで申し上げますと、上に戻っていただいて助成数が８件の９６万円ということになっています。内訳は飲食店が６、医療機関・薬局が２ということになっています。平成３０年度からの実績を見ていただくと、やはり少し実績が落ちていっているという状況です。昨年度に関しては、先ほどのイベントと同じで、コロナウイルスの関係で、お店のほうにお邪魔して制度の説明をさせていただくとか、そういうような周知ができなくなってしまったということも、一因としてはあろうかなとは思いますが、この制度については、まだ周知が必要かなと考えております。　大きな３点目が、障害者差別解消法、あるいは市の条例に関する出前講座ということを挙げさせていただいております。こちらについては、まさにその名前のとおり出前ということで、いろんな団体さん、会社、あるいは自治会、ＮＰＯ、いろんな団体さんからこういった差別の解消のことについて勉強をしたいから、市役所からちょっと教えにきてほしいという御要望にお応えをする形で、出前講座というものを実施させていただいております。平成３０年度、令和元年度と３件、３件という形で、年間に数件ずつ御依頼をいただいておったところなのですが、同じく新型コロナウイルスの影響で、そういった会合がなかなか難しくなって、令和２年度については実施ゼロということになっています。令和２年度の実績が少しコロナの影響がありますので、単純な前年、以前との比較は難しいかと思いますけれども、状況としては以上になっております。　簡単ですが、以上です。　ただいまの説明について、御意見、御質問等がございましたら、よろしくお願いします。いかがでしょうか。合理的配慮の提供に係る主な取組ということですので、大事な部分でもあるかと思うのですが。今、説明にあったように、どちらかというとコロナの影響がかなり色濃く現れていて、全体としては、例年に比べると低めというふうなことがあるかと思うのですが、その辺りも含めて、少し御意見とか、あるいは工夫点だとか、あるいは感想も含めて御意見を伺おうかと思いますが、いかがでしょうか。　失礼いたします。　はい、どうぞ。　よろしくお願いします。　事業者の合理的配慮の提供等に係る助成金の周知の課題ということでおっしゃっていただきました。先ほどコミュニケーションについても具体的にあったのですが、実際にこの助成を受けられた８件の各事業所も、例えば具体的に２年度におきましてはどのような工事例があって、それをもって周知ができれば…というのと、コロナで少し余裕がなかった期間も、こういった工事例を基に、次年度は申し込んでいきたいというような形ができるのであれば、少し具体的な、これは個人情報等ではないと思うので、もし具体的な例を教えていただけるのなら、ありがたいなというのが１点と。　あと、出前講座ですね、当法人も、なかなか研修で集まることが難しくて、前年度はお願いできなかったのですけれども、オンライン等、何かそういった工夫をなされているのか、その２点を教えていただければと思います。　ありがとうございます。事務局のほう、よろしくお願いします。　まず、助成金の周知の事例の紹介等についてというお話からさせていただきます。　医療機関等もございますが、平成３０年度以降、まずは助成制度を使って配慮の取組を進めていただきました店舗につきましては、まずこの助成の制度をお使いいただく段階で、このお使いいただいて配慮を進めていただいたということを、ホームページも含めていろいろな形で、周知をさせていただいてもいいですかという同意は、その段階で取らせていただいています。　ですので、基本的には御利用いただいているところは、皆さんにこれ、うちのを使ったことは知らせてもらっていいよという状況で、助成は使っていただいておりまして、市のホームページの中にそのお店の紹介とお店がどういうようなものを配慮として工事された、あるいは物を買われたということの紹介。そして、お店の一言ＰＲみたいなことも含めて、ホームページに一覧の形で紹介をさせていただいています。　ただ、この話についても、こういって御紹介をさせていただくと、市のホームページにそんなことが載っていたのは、知らなかったとおっしゃる方が非常に多くて、ホームページに載せるところがゴールではなくて、やはり、制度そのものを、またさらに周知をしていくということが、必要であろうかというのは認識としてはもっておるところです。　次は、出前講座のところになりますけれども、出前講座はリモートの形でやりますよというような形で周知はしてないのですが、この出前講座は、基本的にはお申込いただいた方のオーダーに、極力応えるというのが基本スタンスでありますので、もちろんリモートの形で開催を御希望ということであれば、内容を調整いたしまして、何とか実施できるように考えたいというふうには考えております。　よろしいですか。１点目のところは、申請時に同意もいただいていて、お店の紹介とかＰＲもというふうなことでしたけれども。実際にそれをしてどうだったのかというようなことも含めて、結果のところもう少し出しておいていただけるといいかなと思います。あと、出前講座のところですね、今言われたことはそうなのですけれど、それを言ったところで知らなかったと言われると、周知がどこまでできているのかということもあるのかなという気もしますので、今、初めて聞いたとか、そうだったのかということもあるかと思うので、もう一度周知のほうをお願いされるといいのかなと思います。　会長、すいません。少しお答え漏れがあったようですので。続けてお答えをさせてもらってもよろしいでしょうか。　どうぞ。　周知の部分なのですけれども、どういった周知をして、実際の利用につながったのかというような事例について、一つ二つでも紹介ができればというようなお話についてのお答えが漏れたと思いますので、そこについてお答えをさせていただきます。　令和２年度に限った話ではないのですけれども、まず一つは、平成３０年度から、ずっと商店街などをアポなしで訪問させていただいて、障害当事者の方と市の職員とがセットになって商店街等を回らせていただいて、制度の説明及び活用のお願いをさせていただく、これは平成３０年度と令和元年度にさせていただいています。令和２年度はコロナ関係で回れなかったのですけれども、後々のホームページ以外に御利用いただいた店舗に、障害のある人に優しいお店ということで、ステッカーを作成いたしまして、そのステッカーをお客様の見えるところに貼り出していただくということで、実際に障害がある方がここのお店は、何らか配慮を考えてくれるお店なんだなということを見つけて、入りやすいような工夫をさせていただくということをしています。　あと、もう一つは、これは令和元年度に実施した内容になるのですけれども、工事であったりとか福祉用具の購入ですね、福祉に資する用具の購入というものを専門に行っている業者さん、介護保険事業者さんだったりするのですけれども、そういった業者さんのほうに、この制度の周知をさせていただいて、どんどんと営業をかけていただくと。いろいろなお店に、出入りされているお店に、茨木市のほうでこういう助成制度をやっているということだから、うちの会社でこんな用具を用意できますよとか、こんな工事をされたらどうですかというような、そういった施工業者さんのほうからの声かけをお願いするような取組もさせていただきまして、あとは御利用された店の口コミというのもあるかと思いますが、その辺がちょっとずつ利用につながっているのかなと、非常に地道な作戦ということになりますので、決定版というものにはまだ行き当ってないのですけれども、そういった周知を現状は続けておるところです。　以上です。　ありがとうございました。あと、ほかございませんでしょうか。　はい、お願いします。先ほどコミュニケーションツールの作成のところで、歯科医院の話がちらっと出たので、ちょっとお聞きしたいのですけれども。このカードとか、絵ボードの作成なんかの費用を負担しているというようなことなのですよね。　このカードを作るのにお金がかかるからというと、僕らも勝手に作ってますから、勝手に自分のところで作りますし、それは。お金がそんなにかかるかなということも一つなのですけれど。　それは、障害の当事者の方から、ここの歯医者は合理的配慮に欠けているよという指摘があった上で、じゃあ、そういうカードを作成しますからということで、市の依頼があったものなのか。実際、どういういきさつであったのかなということを、ちょっとお聞きしたいのですが。　お願いします。　そのいきさつというのは、多分利用されるお店によって違う部分もいろいろあるのかなと思いますが、基本的には配慮ということですので、まずは先回りが基本かなと思っています。実際にお店や病院に来られた方から、何らか使いにくいよとか、サービスが行き届いていないよというような御指摘を受けられて、利用を考えられたというところも実際あると思いますが、今までよりもより使いやすくしてもらおうとか、より快適に使ってもらおうということで、先回りの意味で御利用されているという店舗さん、医院さんももちろんあるかと思っています。ですので、全てが何らか苦情というか、そういうものを受けての利用ということはではないかなと思っています。　それは、３件のうちの１件はそういうことということなのですかね。それか、３件のうち３件とも歯科ということなのですかね。　この令和２年度の実績につきましては、歯科医院さんは入っていないのです。　これは違うのですね。　そうなんです。なので、別の年度で歯科医院さんのほうでされた事例があるということです。この令和２年度の３件は、全ていわゆるメニューの点字化ということでされています。　分かりました。ちょっと本質というか、歯科の話だけをさしていただければ、そういう絵カードや絵ボードなんていうのは、勝手に自分らで作りますから、そこに市のお金を使っていただきたいというのは、さらさら思わなくて。どちらかと言うと、本当に診療困難な方、歯科もそうですけれども、眼科とか、本当に難しいところですね。そういった医療機関に全くかかれないという方はいっぱいいらっしゃいますから、そこに対する支援という形で、本来はそこにお金を投入していただきたいというのが、本来の気持ちです。　以上です。　ありがとうございます。本当にごもっともな御意見だと思っています。いろいろな多様な事例をためていくことも理解を広げていく大事なことだと思います。確かに、お金がどれだけかかったのかとかは気にはなりますけれども、そんなのは、今言われたようにお医者さんのところで、御負担できない費用ではないのではないかみたいなところも思ったりしないわけではないですけれども。　でも、一方でそういう配慮が取組としてされて、実際に利用される方が少し安心されたり、意思疎通ができるようになったりということが、できたということの事例を全体に広げていくということが、今はすごく大事なのではないかと思っています。　他は、どうでしょうか。　まずは１番のイベント等への手話通訳・要約筆記者の派遣というところなのですけれども、茨木障害フォーラムでもやりかけたのですけれども、オンラインで学習会をするときに、手話の方にもオンラインでやってもらいたいというところを、一回その話をさせてもらっていて、結果的には集まることが難しかったので、自粛させてもらったということがあったのですけれども。ほかの団体さんに聞くと、オンラインで全て学習会をやっていたりすることもあったりとかしていて、その中では手話通訳の方も、オンラインで対応されていたということがあるのですけれども、実質はそういう派遣とかはあったのでしょうかというところも気になったので、お聞かせいただけたらと、まず一点お願いします。　お願いします。　お答えさせていただきます。コロナ禍において対面の形で予定をしていた講演会が、急遽オンラインに変わるというようなケースというものは、いろいろなところで見られたと思います。　その中で、手話通訳あるいは要約筆記についても、そのイベントの実施、主催者さんのほうからオンラインでできないかというような御相談を受けて、実施したものも数件ございます。　この辺は、実際にオンラインで御覧になった聴覚障害者の方がそれがよかったのか悪かったのかというところまでは、今は聞けていないので、実際にどれぐらいうまくできたのかという整理はまだできていないところですが、そこによって新しい課題みたいなものもやはり手話通訳者の中で出てきておりまして。オンラインでやるということ、相手が目の前に見えない中で、手話を誰に向けてやっているのかというところの難しさもありながら。　あとは、最近で言うとオンライン配信をしたものが、アーカイブという形で半年間ずっと見られますよとか、一定期間いつでも見られますというようなもののときに、今、市が派遣する手話通訳あるいは要約筆記の考え方は、基本的にその場限りの通訳ということで提供しているのですね。　ですので、多少の……何て言いましょうか、訳し間違いみたいなものがあるものが何か月もずっと流れ続けるというようなことに、手話通訳者のほうで、なかなか心理的な部分も含めてハードルが高いというような新しい課題も出てきています。もちろん一発勝負で、絶対に間違わないようなスキルの高い手話通訳者がいっぱいそろっておれば、それが理想だとは思うのですけれども、なかなか難しい部分もありまして、実際としてやってはおりますが、課題も多いというのが現実かと思います。　以上です。　ありがとうございます。柔軟に対応していただいているということですごくよかったなということと。なかなか配信とかというのですごく難しいなというのは、私たちのほうでもすごく感じるところなので、またその辺をいろんなやりとりの中でこちらのほうがいい取組やとかあったら、また、お知らせさせていただきたいなと思うし、また何かありましたらそういう情報提供をいただけたらうれしいと思います。　２番目の事業者の合理的配慮の提供に係る助成金ということで、まず３０年のときには、私も事務局の方と一緒に回らせてもらって、すごく汗だくになりながらも回った経験があるので、いきなり唐突に行って、何ですかという感じのことがあったのですね。ただ、やっぱり僕を見ることによって、何か違うんだなというふうなのがあったので、そこはすごくよかったかなと思っています。２年目はそれをやり過ぎたのもあったので、少し減らさせてもらったのかなと思うのですけれど。ここから、ちょっとがっくんと下がっているのがありますけれども。　今年度、今の実績のところでいくと、さらに減っているような感じがあるのですね。それなりに周知はしていると思うのです。周知をしている中で、何が課題なのか、例えば事業所の方が申請が、ちょっと手間でなかなかそこまで踏み切ることができないのか。あるいは今はコロナの状況で、時短営業とか、やはり自粛でお店をお休みされているところもあるかと思うのですね。そのお金を立て替えることが難しかったりとか、いろいろな背景があると思うのです。そこを解決、そこをきちんと検証していかないと、やはりこれは、進みが難しいかなというのはすごくあります。　先ほど先生からコミュニケーションツールの作成というお話があったと思うのですけれども、先生方のそういう取組というのは、先駆的な取組ですごくいいのですけれども。一般の方たちが、それができるかといったら相当難しい。障害のある方とも接点がなかなか難しい中で、それをいきなりなかなかできないのが現実で、そういうサンプルがある中で、コミュニケーションもそうしていってもらうというのが、やはりこれの目的なのでそういうところでいくと、今度の要件というのはすごく有効的ものなのかなとは思っています。だから、今の課題は何なのかというのを、もう一度検証しながら実質進めていくということが、大きいのかなと思っています。　いきなり振って申し訳ないのですけれども、商業店さんとかは、その辺どう感じているのかというのは、もしお聞かせいただけたら、うれしいかなと思います。今のところは思いつかないと思ったら、それはそれで思いつかなくてもいいのですけれども。何か一言、コメントいただけたらうれしいかなと思うのですけれども。　では、お願いできますか。　いきなり振ってごめんなさい。難しかったらいいです、すいません。　すいません。お尋ねの内容をもう一度、整理、確認をさせていただいて大丈夫ですか。　もう一回商業者の方に。　商店街さんとか、お店の方にこの合理的配慮助成金について、どう感じられているかとか、積極的に使っていく感じなのか。いや、今はそういう当事者の方がいないから、なかなか使いにくいのか。あるいは、お店自体が経営が苦しいからお金を立て替えるのがしんどいとか、申請がちょっとなかなか難しいとか、いろいろあると思うのです。その中で何が一番お店の中で難しいのかなというのがあれば、教えていただきたいなと。また、実質的にそういう意見を挙げていきながら、お店側の方がより進めていけるようなものをつくっていかないと、なかなか合理的配慮助成金というのは、進まないなという。僕はお店を回ったからこそ、そこが感じたところで、周知をしているのですよね、それが進まないというのは、なぜなのかというところで、もし何かお気づきの点がありましたらということなのですけれども。すいません、いきなり振っちゃって、難しいことを言って。　すいません、最初内容が理解できなかったので。　すいません。　まず、商業者の立場から言わしていただきますと、その制度を知らない人がほとんどだと思います。　障害者の方の利用頻度の多い店と、利用頻度の低い店があると思うのですよね。利用頻度の低い店に、委員が回ったところで、これは利用にはつながらないと思うので。まず、商業者のほうから、そういう障害者の方の利用頻度の多い店をピックアップするというのも、一つの方法だと思います。そこへ重点的に回って、委員がおっしゃったように、立て替える費用がないとか、そういうことはまずはないかなと思うのですけれど。　ただ、その助成制度そのもの、助成金、補助金いろいろな名目で経産省や厚生省やいろんなところからありますけれども、全部お金を最初立て替えて、領収書をもって助成金をいただくという制度が主だと思うのですけれども、この制度もそうなのですか。　お答えさせていただきます。おっしゃっていただいたとおり、平成３０年度にこの制度をつくったときには、一旦工事なり全部お金を払っていただいて、後で支給をさせていただくというやり方だったのですが、なかなか利用が伸びない中で、どこに原因があるのだろうと市としても考えた中で、一旦立て替えるのがやはり負担かなということで、令和３年度、今年度から一旦の立て替えを不要にして、直接その業者さんのほうに払うと。ただ、上限額を超えての工事などをされれば、その超えた分については、もちろんお支払いいただく必要がありますが、一旦のお支払いをなく助成をさせていただくというやり方に、今年度から事業の要綱を少し変えて改めさせていただいておるところです。　分かりました。茨木市商業団体連合会というところから、委員も私も参っておりますけれども、そちらのほうにもう一回周知のＡ４のペーパーでいいので、回していただければ、また配布をさせていただいたり、具体的にアンケート等があればやらせていただきますよね。　はい。　御協力させていただきます。　それは飲食店だけなのですか。　飲食店に限った話ではないのですが、ただ、中小事業者ということになっていますので。いわゆる大きなチェーン店であったりとか、あるいは医療に関しても医療法人化されているところであったりとか、対象外になるようなところもございますので、そこの注意は必要になるかと思います。　すいません、実は私は飲食店をやっているのですけれども、飲食店というのは、しょっちゅうメニューが変わるのですよ。変わらないグランド・メニューに入っているものはあると思うのですけれど、消費税が変わったら、価格も変わりますし。私もそうなのですが、飲食店の側から点字のメニューをつくりたいと思ったときに、どこに頼めばいいか、そういうことも分かっていません、正直申しまして。だから、その辺のことも周知するに当たって、市の費用ということばかりでなしに、もしそういう要望があるのなら、こういうところを通して、もし通すのだったら市のこういう施策もございますよというような周知の仕方でもいいかなと思います。　ありがとうございました。今のところで言うと、例えば周知のところがまだ十分ではないところがあったりとか、その反対の立場に立つと、効果的な周知、ないしはピックアップみたいなところできちんと手当をするとか、対策をつくっていく進め方があってもいいのではないかということだと思いました。　いわゆるローラー作戦のようにいくのではなくて、必要なところに必要な対応を進めていくというような形で進めてはどうかということでもあるのかなと、そのためにアンケートを採ってもいいよというふうな御意見が、あったのだと思っています。具体化をしていただければと思います。　ほか、ございますでしょうか。なければ、次に行きたいと思います。続きましては、先ほども少し出ましたけれども、次第の３の報告事項の②障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正についてを事務局のほうから御説明をお願いします。　福祉総合相談課の名越と申します。資料で言いますと資料２、Ａ３資料になりますけれども、ページ数でいうと１２ページです。こちらのほうを御覧ください。今年の６月ですけれども、一部改正されました、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について、簡単でありますが御説明のほうをさせていただきたいと思っております。　改正内容としましては、次の３点となります。まず、１点目ですが、第３条に国及び地方公共団体の連携、協力の責務が追加されております。続きまして、２点目ですけれども、第６条と第１４条、第１６条に障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化、こちらが追加されております。３点目ですが、今回の大きな改正内容になりますけれども、第８条の事業所の合理的配慮の提供が努力義務から、義務化になった点が大きな変更点になります。　資料の下の表を御覧ください。国の障害者の差別解消法、大阪府の障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例、こちらはどちらも平成２８年度に施行されておりましたが、当初はどちらも事業者の合理的配慮の提供は義務化されておりませんでした。今回令和３年度に、国や府が法や条例の一部改正を行いまして、事業者の合理的配慮の提供の義務化を行っております。　一方、本市におきましては、平成３０年度に「茨木市障害のある人もない人も共に生いきるまちづくり条例」の制定を行いまして、制定時において、事業者に合理的配慮を義務付けておりますので、国や府と比べまして、先進的な条例となっております。　続きまして、資料右にお進みください。こちらは合理的配慮とはどういうものかというのを書かせてもらっております。合理的配慮につきましては、障害のある人が、御本人の心身の状態や、目的や場面、置かれている環境によって生じる障害の困難さに左右されることなく、生活ができるように行う調整や変更のことで、社会の中で生まれた機会の不平等をなくすものと書かれていますけれども、簡単に申しますと、配慮を提供する側にも人的・技術的・金銭的にも限りがあるため、過度の負担にならないような程度の実現可能な範囲での配慮が必要となりますよというふうに書かせてもらっております。　例を挙げますと、ここに書いていますとおり、高いところにある商品を取って手渡すであったり、段差がある場合に補助を行う、視覚障害がある人に介添えを行う、食べやすい食器への変更に対応する、飲食店で簡単な手話やメニューボード、実物を示すなど目で分かるように伝えてもらう、乗車時に優先的に車椅子に乗っている人を先に乗せるなどが考えられます。　続きまして、努力義務と法的義務の違いにつきまして、説明のほうをさせていただきたいと思っております。上に書いております努力義務ですけれども、合理的配慮を自ら行うよう努めることを促すのみで、強制することはできません。ですので、合理的配慮を行わなかったからといって、違法になるものではございません。　一方で、法的義務になりますけれども、合理的配慮を提供しなければならないというものになりますので、強い意味合いを持ちます。ですので、提供しなければ違法というような取扱いになっております。こちらにつきましては、世間の意識が少しずつ変わってきて、事業者による合理的配慮の提供の必要性が高まったことで、今回の法改正で義務化されたものだという認識をしております。　このように障害のある人への理解や配慮を求める声が高まってきている世の中で、配慮を提供してほしい人は、どのような配慮をしてほしいのか、また、配慮を提供する側からは、どのような配慮なら提供できるのか、お互いに話し合い、調整を行うことが大切だというふうに考えております。　説明は以上となります。　ありがとうございました。ただいまの説明について、御意見、御質問等ございましたら、お受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。　すいません、新しいものとか追加されたものとかあるのですけれども、多分今もやっていると思うのですけれども、この解消法一部改正のところで、第１４条のところなのですけれども、人材育成及び確保のための措置と書いてあるのですけれども、今現在でどれぐらいそういう人材の育成をされているのか、どういうことをされているのかというのをお聞かせいただけたらと思います。　もう一つは、第１６条のところなのですけれども、やはりこの情報収集とか、相談支援の整理とかいうのはすごく大事になってくる、これが積み重ねていくことになってくるかなと思うのですけれども、この辺は何かイメージとかがあればお聞かせいただけたらなと思いますけれども。　事務局のほうは、どうでしょうか。　ありがとうございます。今おっしゃられた１４条の人材の育成の確保というところにつきましては、令和３年度に変更になったところでありますので、まだ具体的にどのような内容でということまでの検討は行っていないのが現状でございます。また、今後この協議会等を通じまして、どのように行っていくかということを、皆様と考えていければいいかなというふうに思っております。　また、１６条につきましても、同じような形で、事例の積み重ねというものが大事かなというふうに考えています。なので、こちらのほうで相談とか内容であったりとかを、また事例検討を通しながら整理を行っていくことで、地域の方が住みやすいようなより良い、差別解消に向かうような取組を行っていきたいなというふうに考えております。　以上です。　はい、どうぞ。　ありがとうございます。私はＤＰⅠ日本関係のほうとも連携をさせてもらっているところがありまして、その辺で制度とかそういう法律で移行していくところで、また何か情報があれば、お知らせさせていただいたりとか、一緒に取り組んでいけたらいいかなと思っていますので、よろしくお願いいたします。　ありがとうございます。よろしくお願いします。そうしたら、ほかはございませんでしょうか。　お願いします。　よろしくお願いします。今御説明いただきました資料２なのですけれども、これはどちらかというと市民の皆様に提供されているような、あるいはお示ししているような場があるのかということが一つと。　それから、先ほどの今年度の６月にありました、提供の義務化というところなどですけれども、それは国に府に先駆けて茨木市は条例のほうで進めておられるということでしたが、この改正に伴って、市民の意識の変化みたいなのを、アンケートであったりとか何か調査をされて、こういうことがより進んでいくような形で、市民の皆さんに徹底しておられるような、そういう機会がありましたら、そのことも合わせてお伺いしたいと思います。　事務局、いかがでしょうか。　お答えいたします。今回のこういった改正につきましてなのですけれども、現状のところ市民の方に向けてこう変わりましたよというような形で、具体的な周知を行う場は、しておりませんというのが、現在のところであります。　２点目の市民アンケートと言いますか、その辺りにつきましても現状は行ってはいないのですけれども、次の議題でも一部お話はさしてもらおうかと思ってはいるのですけれども、今後、障害者の計画を策定するに当たりまして、アンケートを行う予定にしております。アンケートの中身の項目につきましては、またこちらの協議会の中で一部どのようなものをアンケートとして組み込んでいくかということにつきましても、議論をしていきたいなと思っております。そういうところで、今回言っていただいた意見につきまして、踏み込んでいって意見を集約するという方法も考えられるかなというふうには思っております。　以上です。　ありがとうございます。　あと、ありますか。どうでしょうか。　委員、お願いします。　すいません、これは質問とかではなく、今後一緒にという意味合いなのですけれども、１３ページの最後に書かれています、対話を通じた個別の調整の中で、当事者側からはどのような配慮が必要なのかという点、本当に話し合いながら決めていくということに関して、茨木市の自立支援協議会の当事者部会の中でも、かなり議題に上げていただいているかと思います。そういった場も利用しながら、本当に一緒に考えて、どのような合理的配慮の提供があるとよりよいのかということも、一緒に考えていけたらと思っておりますので、そういった活用も今後できたらと思っております。引き続きお願いしたいと思います。　ありがとうございます。あと、ございますでしょうか。そうしましたら、この審議議題について、ここまでとして、次の次第の４のほうに移らせていただきます。報告事項の③ということで、他市取組状況調査についてということでお願いをしたいと思います。　事務局のほう、お願いします。　引き続き、福祉総合相談課名越と申します。資料の３、ページで言うと、１４ページを御覧ください。　前回の協議会におきまして、本市の相談件数が少ないのではないか、他市との比較が必要ではないかという御意見をいただきましたので、大阪府内の他市の状況の調査を行い、比較を致しました。それがこちらの資料３の内容となっております。　まず、このような協議会の設置を行っているのは、政令指定都市と北摂７市の中で見てみると本市と豊中市、吹田市のみとなっております。次に、条例制定状況ですけれども、こちらは大阪府下全体で見ても茨木市のみとなっております。　続きまして、相談件数の比較をしてみますと、本市は、昨年度は９件となっておりまして、北摂７市では最も多くなっております。以上のように、本市の相談件数が少ないわけではないということが分かるのですけれども、各市とも相談件数が少ない状況ということも見えてきました。　ですので、今後より多くの方に相談窓口であったりとか、相談体制について知っていただくことが、いかに重要かという課題が見えてきたかなというふうに感じております。　最後に、あっせんについてなのですけれども、本市では条例に基づいて、あっせんを行うこととしておりますけれども、条例を制定して、ほかの他市町村さんでは、大阪府が窓口となってあっせんを行っています。昨年、令和２年度の実績につきましては、大阪府が行ったあっせん件数は１件となっております。　以上が、他市の状況の報告とさせてもらいます。　ありがとうございます。今の説明に関しまして、何か御質問とか御意見等ございますでしょうか。　現在の茨木市の位置というか状況、北摂の地域の中でも、進んでいるほう、進んでいると言っていいかどうかというのも、数的にはありますけれども、ほかと比べると全体としては、ほかよりかはいいというだけで、目標数値をどの辺に設定するのかということも含めて、どう充実をさせていくのかということは、今後の課題かもしれません。よろしいですかね。　そうしましたら、次に行かせていただきます。最後の議題というか、項目です。最後に今後の予定、連絡事項について、事務局から説明をお願いいたします。　福祉総合相談課名越と申します。今後の予定につきまして、御報告のほうさせていただきたいと思います。今後、あっせんの申し立てがございましたら、部会や協議会を随時開催いたします。特に、あっせんの申し立てがない場合につきましては、来年、令和４年２月頃に、協議会を開催したいというふうに考えております。　次回の協議会の内容といたしましては、委員からもありましたとおり、個別事例の検討であったりですとか、後は先ほど申したとおり、令和６年から８年度に、第７期の障害福祉計画の策定に向けてアンケートを行うこととしておりますので、そのアンケート調査に障害を理由とする差別解消に関する内容を盛り込んでいけたらというふうに考えております。つきましては、アンケート作成に当たりまして、皆さんの御意見をお聞かせいただけたらなというふうに考えております。　次回につきましては、個別の事例検討を予定しておりますので、会議の場としましては、個別検討の場に関しましては非公開というような形で取扱いのほうをさせていただきたいなというふうに思っておりますが、そこの点につきまして、委員の皆様の御意見を伺えたらなというふうに考えております。　最後に、今後のコロナウイルスの感染状況にもよりますけれども、研修会の開催もしたいなというふうに考えております。研修会の内容につきましては、何かこういう研修がいいなであったりですとか、こういう内容を知りたいなとかそういう御意見があれば、先生のご都合であったりとか、いろんなことを調整事項でうまく行かないこともあるかもしれませんけれども、今後の参考にしたいなというふうに考えております、この場で発言いただいても構いませんし、また後ほど、福祉総合相談課のほうにメールなり何かで御報告いただければなというふうに考えております。　以上です。　次回は２月ということと、事例検討しますということと、障害福祉計画のアンケートの差別に関する項目のアンケートの内容の議論をしますというふうな、次回の内容について、何か御質問とか御意見はありますでしようか。　今回法律が改正されたというところなので、法律改正のところをちょっと重点的にできたらいいのかなというのが。あと、また合理的配慮について、もう少し深掘りした研修会をしてみたらどうかなというのはあります。　以上です。　ありがとうございます。あと、ありますでしょうか。大きくはその２つの柱で進めていくことになりますが、その前半の事例検討に関しましては、非公開ということでこれも特に何か御異論等はありますでしょうか、それでよろしいですか。　事例検討する場合については、非公開というふうにして、その他の議題、例えば障害福祉計画のアンケートの中身の議論をするときには公開とするという形で、原則公開、一部非公開というふうな形で進めたいと思います。　中身のところでよければ、その最後の研修会、今一部、委員からも出されましたけれども、研修会の内容等で、こういう研修会をお願いしたいということがありましたら、御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。ありませんでしょうか。　事務局どうぞ。　すいません。今言って、すぐに何をしたい、何が聞きたいかというところはなかなか発言が難しい方もいらっしゃるかなと思いますので、また、この件、協議会が終わった後に、御意見等、研修に関することがありましたら、今月中頃までをめどに福祉総合相談課まで連絡を取っていただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。　そうしたら、よろしいですかね。それぞれ、例えば団体でアンケートを実施するとかということもありましたけれども、その報告等でも構わないと思うのです。現状をきちんと全体で共有するというふうな方向で、いろいろ発信していただいても構わないと思いますので、今ほどありましたようにメール等でも構いませんので、今月中のところでこういう学習会や研修会、こういう話をしたいということがありましたら連絡をお願いしたいと思います。　そうしたら、今の御説明で、ほかはございませんでしょうか。なければ、今後の協議会の開催予定も先ほどありましたように、あっせん事案がなければ、２月に開催をするということでさせていただこうかと思っています。また、詳細については後日、事務局から通知をされますのでよろしくお願いをいたします。　ほか、何か御意見等はございませんでしょうか。なければ、この案件については以上とさせていただきます。そうしましたら、用意をしていた議題等についてはこれで全て終了させていただきます。　事務局のほうお願いをします。　本日の会議録につきましては、作成させていただいた後、委員の皆様にお送りして、発言内容の御確認をいただいた後、市のホームページ等で公開させていただきますので、よろしくお願いいたします。　事務局からは、以上です。　そうしましたら、これをもちまして会議を終了させていただきたいと思います。皆様、長時間にわたり御協力ありがとうございました。 |